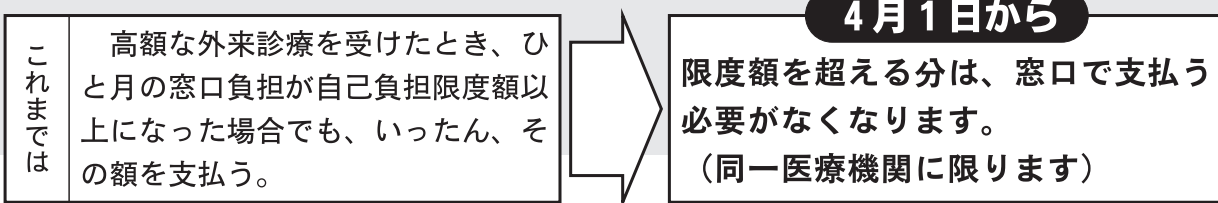


高額な外来診療を受ける皆さんへ

支払方法の変更等について

平成24年4月1日から外来診療での高額療養費の取り扱いが変更となり、「減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」などを提示することで、外来診療でも、窓口で一定額以上を支払う必要がなくなります。

これまで、高額な外来診療を受けたときには、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったん、その額を支払う方法となっていました。



■必要な手続きは・・・

非課税世帯等の方		非課税世帯等ではない方	
必要な事前手続き	病院・薬局などで提示するもの	必要な事前手続き	病院・薬局などで提示するもの
「減額認定証」をお持ちでない方は、事前に市役所窓口で交付の申請が必要です。	「保険証」と「減額認定証」を提示してください。	事前の手続きは、特に必要ありません。	「保険証」を提示してください。

■病院・薬局などに減額認定証を提示した場合の、ひと月あたりの窓口負担限度額。

区分	外来受診の窓口負担限度額	
現役並み所得者	44,400円	
一般	12,000円	
減額認定証交付対象者	区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ	

■減額認定証の交付対象となる方は、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です。

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税の方
区分Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税の方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

※非課税世帯等で減額認定証を窓口で提示しない方は、従来どおりの手続きとなります。高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額を後日支給します。

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
TEL 011(290)5601番

市役所介護福祉課高齢者福祉担当

(1階16番窓口)

TEL (23) 6111 番
内線2174・2183

